平成２３年（フ）第６６０号
新潟県五泉市小山田292番地
債務者　高橋　　收
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６６１号
新潟県五泉市小山田292番地
債務者　高橋　純子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６６６号
新潟市秋葉区山谷町１丁目２番16号、前住所新潟市南区赤渋89番地
債務者　吉澤　善一
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６６７号
新潟市秋葉区山谷町１丁目２番16号、前住所新潟市南区赤渋89番地
債務者　吉澤ムツ子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８２号
新潟市秋葉区新町１丁目２番８号　ハイツ松葉203号
債務者　梅田ハツイ
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８７号
新潟市西区松美台５番20号　シティハイム105、前住所新潟市西区青山新町１番地９パレーシャル青山201
債務者　涌井　英二
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６９３号
新潟市西区寺尾上４丁目17番15号　ホンダマンション403号、前住所新潟市西区五十嵐東１丁目６番７号
債務者　番場　直美
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６９４号
新潟市西区善久412番地６　吉田借家106号
債務者　飯山　早苗
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６９８号
新潟市中央区沼垂西３丁目５番12号
債務者　竹田美代子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９２号
新潟県加茂市旭町８番２号　クリエール102
債務者　佐藤　　剛
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第３号
三重県松阪市井村町132番地１
債務者　三村　　覚
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第１７２８号
京都府向日市物集女町坂本６番地の59
債務者　ジィーティーラインこと髙本運送こと
髙本　孝昭
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６８号
京都府与謝郡与謝野町字与謝2597番地
債務者　西原　成彦
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第１１１６号
堺市南区竹城台１丁２番32―101号
債務者　上野　霧子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２８６号
堺市堺区東雲西町２丁３番36号　川元文化１Ｆ７号
債務者　橋本　　勉
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２８７号
堺市堺区東雲西町２丁３番36号　川元文化１Ｆ７号
債務者　橋本ヤヨイ
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３１７号
堺市堺区田出井町１番５―305号
債務者　石橋　隆洋
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係